

令和2年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び  
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和3年9月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

## 目 次

1	各種報告書の提出件数	1
	(1) 贈与等報告書の提出件数	
	(2) 株取引等報告書の提出件数	
	(3) 所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
	(1) 倫理監督官への届出件数	
	(2) 倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
	(1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
	(2) 懲戒処分の概要の公表の状況	
4	政令等の制定又は改廃の状況	4
5	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の かん養・保持等のための施策	5
	(1) 国家公務員倫理審査会が行った施策	
	(2) 中央人事行政機関が行った施策	
	(3) 各府省等が行った施策	
別表		8



## 1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

### （1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分については、閲覧を請求することができる。

令和2年度の贈与等報告書の提出総数は、4,336件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る報告書の件数は686件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は2,192件である（別表1）。

贈与等報告書の提出総数4,336件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が295件（提出総数に占める割合6.8%）、飲食の提供等関係が537件（同12.4%）、報酬関係が3,504件（同80.8%）となっている。指定職以上の職員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が111件（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合16.2%）、飲食の提供等関係が146件（同21.3%）、報酬関係が429件（同62.5%）となっている。

### （2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和2年の株取引等報告書の提出総数は、94件であった（別表2）。

### （3）所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった職員は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和2年の所得等報告書の提出総数は、1,399件であった（別表2）。

## 2 倫理監督官への届出等の状況

### （1）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第8条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和2年度における倫理監督官への届出件数は、全体で61件であった（別表3）。

### （2）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和2年度における承認申請件数は、全体で28件であり、その全件について承認された（別表4）。

## 3 懲戒処分等の状況

### （1）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第1項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分をすることができる。

令和2年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は8件（20名）あり、その内訳は、停職2名、減給11名、戒告7名であった。また、

倫理審査会による倫理法違反行為に対する懲戒処分はなかった。

事案の概要は、以下のとおりである。

(事案1)

利害関係者から金銭の貸付けを受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、また、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる限度を超えて財産上の利益の供与（金銭の貸付け）を受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、停職1月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案2)

利害関係者から飲食の供応接待を受けた総務省の職員1名について、停職3月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。また、利害関係者から飲食の供応接待及び物品の贈与を受けた総務省の職員1名について、減給2月（俸給の月額10分の1）の処分を行った。

(事案3)

利害関係者から飲食の供応接待を受けた内閣官房の職員1名（行為時、総務省職員）について、減給1月（俸給の月額10分の1）の処分を行った。

(事案4)

総務省において、利害関係者から飲食の供応接待及び物品の贈与を受けたほか、同者と利害関係がない期間において、社会通念上相当と認められる限度を超えて飲食の供応接待を受けた職員2名、利害関係者から飲食の供応接待及び物品の贈与を受けた職員2名、利害関係者から飲食の供応接待を受けた職員3名、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる限度を超えて飲食の供応接待を受けた職員1名、合わせて8名について、うち2名に減給3月（俸給の月額10分の2）、1名に減給3月（俸給の月額10分の1）、3名に減給1月（俸給の月額10分の1）、2名に戒告の処分を行った。

(事案5)

利害関係者から飲食の供応接待を受けた農林水産省の職員5名について、うち3名に減給1月（俸給の月額10分の1）、2名に戒告の処分を行った。

(事案6)

利害関係者から物品の贈与を受けた出入国在留管理庁の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案7)

利害関係者から飲食の供応接待を受け、無償で役務の提供を受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

(事案8)

利害関係者から飲食の供応接待を受けた厚生労働省の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

また、令和2年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、嚴重注意等の処分が行われた事案は、6件(9名)であった。

(2) 懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第27条第1項及び第32条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができることとされている。

令和2年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、8件全ての概要が公表された。

4 政令等の制定又は改廃の状況

令和2年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

○人事院規則の一部改正

公布年月日	施行年月日	人事院規則名	概要
令和2年4月1日	令和2年4月1日	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	帳票に係る事務処理手続等を定める取扱いが廃止されたことに伴い、様式中「R0003」を削る改正を行った。
令和3年3月31日	令和3年4月1日	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	押印見直しに伴い、様式中「国家公務員倫理審査会印」を削る改正を行った。



## 5 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

### (1) 国家公務員倫理審査会が行った施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分の承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

- ① 各府省等の本省の倫理事務担当者等に対する各種連絡・周知等の機会や官房長等との懇談会を通じて、倫理研修の定期的・計画的な実施要請、職員の職務に係る倫理の保持のための相談・通報窓口の利活用促進に関する指導・助言を行うとともに、併せて各府省等における倫理保持のための取組の参考となるよう、各府省等で実施された啓発活動や倫理的な組織風土の構築のための取組の具体例の共有等を行った。
- ② 倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理保持に係る取組の推進を目的として、本府省及び地方機関で実務を担う倫理事務担当者等を対象に倫理制度説明会を開催した。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本府省等の倫理事務担当者向けにはWebを通じた説明会を、地方機関に対しては、その代替となる資料の提供のほか、希望に応じて説明の様相を録画した映像資料の提供（延べ47機関）やWebを通じた説明会の開催を行った。
- ③ 一般職員用自習研修教材「国家公務員に求められる倫理」を改訂し、各府省等に配布した。また、若手職員や一般国民向けに倫理制度を広く理解してもらうため、令和元年度に引き続きマンガ教材を作成し、倫理制度の概要や法令が収録された小冊子「国家公務員倫理教本」と合本した形で職員に配布したほか、倫理審査会ホームページに掲載した。
- ④ 府省等からの要請に応じて、事務局職員を各府省等が実施する倫理研修等に講師として派遣しており、令和2年度は、各府省等における階層別研修など延べ17コース（うちWebを通じたものは12コース）に講師を派遣し、倫理制度の解説、具体的なケースを用いた倫理制度に対する理解の浸透や相談・通報の仕組みの周知などを行った。また、一部の研修においては、密を回避させる形式のもとで具体的なケースを想定した参加者間での討議をさせることで、より当事者意識を持って考えるよう工夫を行った。
- ⑤ 平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」について、令和元年度に引き続き12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、公募作品の中から採用した標語「「これぐらい」 思う気持ちに 距離を取れ」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体等に配布した。各府省等には、各部署

の管理者自らが倫理に関するメッセージを記入した上でポスターを掲示するよう要請を行い、実際に多くの府省等において工夫を凝らした様々なメッセージが書き込まれた。このほか、企業倫理・コンプライアンスの専門家を招いた講演会の開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から Web を通じて開催。）、倫理審査会会長及び委員 4 人から職員に対して国家公務員への期待や公務員倫理の重要性などを伝えるメッセージ動画の発信を行うとともに、各府省等の倫理監督官等に対し、幹部職・管理職員への直接の注意喚起、職場での相談しやすい環境づくり、組織内外の相談・通報窓口の周知徹底などの要請を行った。また、eラーニングによる研修について、全職員を受講対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うことなどを各府省等に対して要請した。

⑥ 複数の省において範を示すべき幹部職員が利害関係者から供応接待を受ける等により懲戒処分が行われる事案が発生したことを重く受け止め、倫理審査会会長から各府省等倫理監督官に対して、利害関係者の範囲や禁止されている行為等を幹部・管理職員等に周知し、研修等を通じた倫理法等の理解の向上、倫理的組織風土の構築を進めていくこと等を求めた「職務に係る倫理の保持についてのお願い」（令和 3 年 3 月 8 日付け）を発出した。

⑦ 国家公務員と接触する機会のある民間企業等における倫理法・倫理規程に関する理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し、会員に対するパンフレットの配布、機関誌やウェブサイトへの公務員倫理に関する記事の掲載など、事業者等に対する広報活動への協力依頼等を行ったところ、新型コロナウイルス感染症関連の業務が増大している中でも、多くの経済団体・業界団体の機関誌等に公務員倫理に関する記事が掲載された。これに加えて、地方公共団体に対し、公務員倫理に関する広報資料を配布し、周知、広報活動を行った。また、公務員倫理制度について事業者等にも知ってもらいたい内容を簡潔にまとめたカード形式の啓発資料を事業者等に配布した。

このほか、倫理保持のための施策の企画等に活用するため、令和 2 年度においては、市民と職員それぞれを対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について各界から幅広く意見を聴取した。

## （2）中央人事行政機関が行った施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が行った施策は、次のとおりである。

① 内閣官房は、「令和 2 年度における人事管理運営方針」（令和 2 年 3 月 31 日内閣総理大臣決定）において、倫理法等の適正な運用に万全を期することにより、公務

員倫理の向上に努めるよう各府省等に対して周知徹底した。

- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感の醸成・保持のためのカリキュラムを実施した。

ア 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数 1,382 名。ただし、イを除く。）

イ 討議式研修「公務員倫理を考える」（J K E T）指導者養成コース（人事院）（修了者数 32 名）

なお、例年開催している国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

- ③ 他の職員の範たるべき幹部職員の倫理法違反事案が総務省及び農林水産省において発生したことを踏まえ、内閣官房長官から各大臣に対し、改めて倫理法等の周知徹底を図り、その適正な運用に努めるよう要請した。

### （３）各府省等が行った施策

各府省等が行った施策は、次のとおりである。

- ① 人事担当者会議や課長会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を行った。
- ② 階層別研修等において倫理講座を設定するなど、研修における講座の設定・充実等を行った。
- ③ 倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、「マンガ教材」、「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」を配布したほか、倫理啓発パンフレットの作成、ポスターの配布等を行った。
- ④ 日常業務において、また、文書回覧、課内連絡会議等により、管理・監督の地位にある者から部下職員へ指導を行った。
- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ その他各府省等の職員向けホームページにおいて、倫理法・倫理規程、各種パンフレット等を掲載するなど、各府省等が独自の取組を行った。
- ⑦ 上記（１）⑥及び（２）③の要請を踏まえ、倫理法等の理解の向上・倫理的な組織風土の構築のため、各府省の大臣、倫理監督官等からのメッセージの発出、研修の実施等の取組を行った。

別表 1-1 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	4	3	0	0	26	23	30	26
内閣官房	0	0	2	0	16	8	18	8
内閣法制局	0	0	0	0	99	16	99	16
人事院	0	0	0	0	8	3	8	3
内閣府	5	4	12	0	41	10	58	14
宮内庁	0	0	0	0	23	13	23	13
公正取引委員会	13	1	0	0	10	10	23	11
国家公安委員会	3	0	0	0	14	8	17	8
警察庁	9	1	0	0	124	76	133	77
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	5	0	0	0	1	1	6	1
消費者庁	5	0	0	0	1	1	6	1
復興庁	0	0	0	0	1	1	1	1
総務省	0	0	1	0	261	204	262	204
公害等調整委員会	0	0	0	0	1	1	1	1
消防庁	0	0	0	0	22	11	22	11
法務省	8	2	0	0	644	354	652	356
出入国在留管理庁	31	1	0	0	1	1	32	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	1	1	1	1
外務省	43	7	235	11	68	49	346	67
財務省	7	1	8	0	80	66	95	67
国税庁	36	0	2	0	247	220	285	220
文部科学省	9	1	7	0	470	266	486	267
スポーツ庁	20	18	2	0	1	1	23	19
文化庁	0	0	2	0	36	16	38	16
厚生労働省	14	4	4	0	949	534	967	538
中央労働委員会	5	0	0	0	2	0	7	0
農林水産省	28	1	23	6	67	28	118	35
林野庁	0	0	30	0	4	1	34	1
水産庁	0	0	0	0	3	2	3	2
経済産業省	14	6	64	16	66	60	144	82
資源エネルギー庁	0	0	1	0	3	2	4	2
特許庁	1	0	0	0	17	9	18	9
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	24	0	131	3	138	70	293	73
観光庁	0	0	6	0	0	0	6	0
気象庁	9	7	0	0	22	9	31	16
運輸安全委員会	1	1	1	0	2	2	4	3
海上保安庁	0	0	0	0	9	9	9	9
環境省	0	0	6	0	22	9	28	9
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	294	58	537	36	3,500	2,095	4,331	2,189

別表 1-2 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	4	3	4	3
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	0	0	0	0	0	1	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	1	0	0	0	4	3	5	3
合計（小計①+小計②）	295	58	537	36	3,504	2,098	4,336	2,192
割合 ※2	6.8%		12.4%		80.8%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表1-3 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	4	3	0	0	25	23	29	26
内閣官房	0	0	1	0	9	7	10	7
内閣法制局	0	0	0	0	97	14	97	14
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	2	1	3	0	25	9	30	10
宮内庁	0	0	0	0	23	13	23	13
公正取引委員会	9	1	0	0	7	7	16	8
国家公安委員会	2	0	0	0	14	8	16	8
警察庁	8	1	0	0	116	71	124	72
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	0	0	0	1	1	5	1
消費者庁	5	0	0	0	1	1	6	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	1	0	251	194	252	194
公害等調整委員会	0	0	0	0	1	1	1	1
消防庁	0	0	0	0	18	8	18	8
法務省	3	2	0	0	418	215	421	217
出入国在留管理庁	12	0	0	0	1	1	13	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	1	1	1	1
外務省	30	5	151	8	56	41	237	54
財務省	1	0	5	0	74	62	80	62
国税庁	36	0	2	0	247	220	285	220
文部科学省	4	0	6	0	420	251	430	251
スポーツ庁	0	0	1	0	0	0	1	0
文化庁	0	0	2	0	36	16	38	16
厚生労働省	7	3	3	0	879	495	889	498
中央労働委員会	3	0	0	0	2	0	5	0
農林水産省	21	0	18	6	63	25	102	31
林野庁	0	0	27	0	4	1	31	1
水産庁	0	0	0	0	3	2	3	2
経済産業省	9	3	51	11	66	60	126	74
資源エネルギー庁	0	0	1	0	3	2	4	2
特許庁	1	0	0	0	17	9	18	9
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	12	0	110	1	138	70	260	71
観光庁	0	0	4	0	0	0	4	0
気象庁	9	7	0	0	22	9	31	16
運輸安全委員会	1	1	1	0	2	2	4	3
海上保安庁	0	0	0	0	9	9	9	9
環境省	0	0	4	0	22	9	26	9
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	183	27	391	26	3,071	1,857	3,645	1,910

別表1-4 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職未満）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	4	3	4	3
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	0	0	0	0	0	1	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	1	0	0	0	4	3	5	3

合計（小計③+小計④）	184	27	391	26	3,075	1,860	3,650	1,913
割合 ※2	5.0%		10.7%		84.2%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1-5 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	0	0	0	0	1	0	1	0
内閣官房	0	0	1	0	7	1	8	1
内閣法制局	0	0	0	0	2	2	2	2
人事院	0	0	0	0	8	3	8	3
内閣府	3	3	9	0	16	1	28	4
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	4	0	0	0	3	3	7	3
国家公安委員会	1	0	0	0	0	0	1	0
警察庁	1	0	0	0	8	5	9	5
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	0	0	1	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	1	1	1	1
総務省	0	0	0	0	10	10	10	10
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	4	3	4	3
法務省	5	0	0	0	226	139	231	139
出入国在留管理庁	19	1	0	0	0	0	19	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	13	2	84	3	12	8	109	13
財務省	6	1	3	0	6	4	15	5
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	5	1	1	0	50	15	56	16
スポーツ庁	20	18	1	0	1	1	22	19
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	7	1	1	0	70	39	78	40
中央労働委員会	2	0	0	0	0	0	2	0
農林水産省	7	1	5	0	4	3	16	4
林野庁	0	0	3	0	0	0	3	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	5	3	13	5	0	0	18	8
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	12	0	21	2	0	0	33	2
観光庁	0	0	2	0	0	0	2	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	2	0	0	0	2	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	111	31	146	10	429	238	686	279

別表 1-6 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職以上）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（小計⑤+小計⑥）	111	31	146	10	429	238	686	279
割合 ※2	16.2%		21.3%		62.5%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表2 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	7	17
内閣官房	0	52
内閣法制局	1	4
人事院	0	12
内閣府	4	56
宮内庁	1	7
公正取引委員会	1	9
国家公安委員会	3	11
警察庁	5	25
個人情報保護委員会	0	1
カジノ管理委員会	0	3
金融庁	2	20
消費者庁	0	4
復興庁	1	5
総務省	5	42
公害等調整委員会	1	1
消防庁	0	2
法務省	29	719
出入国在留管理庁	1	13
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	11
外務省	3	38
財務省	5	54
国税庁	0	14
文部科学省	1	16
スポーツ庁	0	0
文化庁	0	1
厚生労働省	1	42
中央労働委員会	0	2
農林水産省	4	34
林野庁	1	9
水産庁	0	5
経済産業省	2	36
資源エネルギー庁	0	4
特許庁	0	7
中小企業庁	0	3
国土交通省	9	66
観光庁	0	3
気象庁	1	7
運輸安全委員会	0	3
海上保安庁	1	14
環境省	3	16
原子力規制委員会	2	11
防衛省	0	0
小計①	94	1,399

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	94	1,399
-------------	----	-------

別表3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	0
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	2
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	0
警察庁	0
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	1
消費者庁	1
復興庁	1
総務省	3
公害等調整委員会	0
消防庁	0
法務省	0
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	0
財務省	2
国税庁	4
文部科学省	1
スポーツ庁	0
文化庁	2
厚生労働省	1
中央労働委員会	0
農林水産省	19
林野庁	2
水産庁	0
経済産業省	8
資源エネルギー庁	0
特許庁	0
中小企業庁	0
国土交通省	14
観光庁	0
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	0
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	61

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計(小計①+小計②)	61
-------------	----



別表4 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	1	1
復興庁	0	0
総務省	1	1
公害等調整委員会	0	0
消防庁	1	1
法務省	0	0
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	1	1
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	0	0
スポーツ庁	0	0
文化庁	0	0
厚生労働省	5	5
中央労働委員会	0	0
農林水産省	5	5
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	14	14
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	28	28

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	28	28
-------------	----	----